

新潟県若者県内就職促進奨学金等返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、若年層の新潟県内（以下「県内」という。）での就職を促進するため、従業員を対象とする奨学金等の返還支援制度（以下「支援制度」という。）を設けた中小企業等が、当該支援制度に基づき実施する従業員への奨学金返還支援に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって、本社又は本店の所在地が県内であるものをいう。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、主たる事務所の所在地が県内にあるものをいう。
- (3) 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人であって、主たる事務所の所在地が県内にあるものをいう。
- (4) 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人であって、主たる事務所の所在地が県内にあるものをいう。
- (5) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人であって、主たる事務所の所在地が県内にあるものをいう。
- (6) 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等であって、主たる事務所の所在地が県内にあるものをいう。
- (7) 大学等 専修学校の専門課程、高等専門学校、短期大学、大学、大学院及び公共職業能力開発施設をいう。
- (8) 奨学金等 大学等に在学している期間に修学のために貸与を受けた奨学金等（高等専門学校の1年から3年在学時に貸与されたものを除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

- イ 地方公共団体、大学、民間企業・団体等が貸与する奨学金。ただし、地方公共団体等が貸与する奨学金等のうち、特定の職種へ就職又は特定の地域への居住等を条件として返還の全部又は一部が免除されるものを除く。
 - ウ 厚生労働省が所管する職業訓練に係る融資のうち技能者育成資金融資
- (9) 支援制度 従業員の奨学金等の返還負担を軽減することを目的として、補助事業者が設ける制度をいう。
- (10) 雇用 次のいずれかが該当するものをいう。
- ア 雇用期間が1年以上(1年以上の雇用見込み及び期間の定めがない場合を含む。)の労働契約を締結し、所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間と同じであること。
 - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であり、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等であること。
- (11) 正規雇用労働者 次のすべてに該当する者をいう。
- ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること(就業規則または労働協約に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること)。
 - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に、長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定され、当該規則が適用されている労働者であること。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、中小企業、特定非営利活動法人、公益法人等、医療法人、社会福祉法人、協同組合等のいずれかに該当する者のほか知事が適当と認める者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 同一の大企業(中小企業以外の企業をいう。以下同じ。)又はその支配下にある企業が発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有している者、又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めている者
- (2) 国又は地方公共団体から出資を受けている者
- (3) 雇用保険の適用事業主でない者
- (4) 県税の未納がある者
- (5) 事業分野が、日本標準産業分類の大分類「公務」に属する者

- (6) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っている者、又は公序良俗に反する者
 - (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同上第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 前項に掲げる者のほか、知事が不適當であると認める者でないこと。

（補助の対象となる従業員）

第4条 補助の対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）は、補助事業者が直接雇用し、支援制度の対象となる従業員のうち、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 補助事業者が支援制度の創設日以後に雇用した者であること。なお、補助対象期間中、当該従業員を新たに補助対象とする交付申請の日は、補助事業者に雇用されてから3年以内であること。
 - (2) 補助対象期間中、当該従業員を新たに補助対象とする交付申請の日において、30歳未満であること。
 - (3) 補助事業者に雇用された日において、奨学金等を返還中である者又は将来返還することが確定している者であること。
 - (4) 奨学金等について、補助対象従業員本人が主たる債務者であること。ただし、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の修学支援金、生活福祉資金貸付制度の教育支援費又はこれらに類する奨学金等であって、補助対象従業員本人が連帯借受人となっており、かつ、当該補助対象従業員が当該奨学金等の返済を行っているとき、この限りでない。
 - (5) 中途採用者にあつては、補助事業者に雇用される日の直前3か月間、県内の事業所において正規雇用労働者でなかった者であること。
 - (6) 補助対象期間中、継続して県内に居住し、県内の事業所に勤務する見込みがあること。
 - (7) 交付申請日において、雇用保険の被保険者であること。
 - (8) 事業主と同居している三親等以内の親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は、この限りでない。
 - (9) 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
 - (10) 補助の対象とする奨学金等について、国、地方公共団体等からの返還支援を受けていないこと。
- 2 前項に掲げる者のほか、知事が不適當であると認める者でないこと。

(補助金の対象となる事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助事業者が、令和8年4月1日以降に創設した支援制度に基づき実施するものであること。
- (2) 支援制度は、就業規則、賃金規程、専用規定その他の明文化された内部規定により定められていること。
- (3) 補助対象従業員に対し、次のいずれか又はその両方の方法で年1回以上の支援を行うものであること。
 - ア 本人給付(現金又は口座振込により補助対象従業員に給付する方法)
 - イ 代理返還(補助事業者が補助対象従業員に代わり、奨学金等の貸与機関に直接返還する方法)
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 県の支援その他の公的支援の継続を前提とし、支援の終了により支援制度を廃止又は縮小するもの
 - イ 本人給付又は代理返還(以下「給付等」という。)の対象となった従業員が退職した場合に、当該従業員に給付等の額の全部又は一部の返還の義務を負わせるもの
 - ウ 給付等に伴い本給その他の手当の減額が行われるもの
 - エ その他、補助金の趣旨から対象外とすることが必要と知事が認めるもの
- (5) 同一の従業員の同一の奨学金等の返還について、国、地方公共団体等の制度による補助金等を重複して申請し、又は受けていないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費の額は、補助事業者が行った給付等の額(補助対象従業員の奨学金返還額を上回る場合は当該奨学金返還額)とする。

- 2 各会計年度における補助対象経費は、補助事業者における賃金計算期間にかかわらず、当該会計年度中に行った給付等に限る。
- 3 前二項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する給付等は、補助対象経費としない。
 - (1) 補助対象従業員が補助対象期間の中途に県外の事業所に勤務することとなった場合において、当該勤務を開始した日の翌日から、再び県内の事業所に勤務する日の前日までに行った給付等
 - (2) 補助対象従業員が補助対象期間の中途に退職した場合において、退職日の翌日以降に行った給付等
- 4 前項第1号の場合においても、補助対象期間は延長しない。

(補助額、補助対象期間及び補助対象従業員数)

第7条 補助金の額は、補助対象従業員1人当たり、補助対象経費の2分の1以内の額又は10万円のいずれか少ない額とする。

- 2 補助対象従業員は、補助事業者1者につき、1会計年度2人、かつ、通算で4人を上限とする。
- 3 同一の補助対象従業員に係る補助対象期間は、当該補助対象従業員について、はじめて交付決定のあった会計年度から起算して6会計年度までとする。ただし、申請のあった会計年度の6月30日までに第8条第1項の申請書が提出された場合は、当該会計年度の4月1日から交付決定の日までの期間も補助対象期間とすることができる。
- 4 補助対象従業員が補助対象期間の中途に退職した場合であっても、既に交付決定を受けた補助対象従業員については、第2項の通算人数に含めるものとする。ただし、はじめて交付決定のあった会計年度において第12条の規定による実績報告書の提出前に補助対象従業員が退職した場合であって、かつ、第10条の規定による知事の承認を受けた場合又は第11条の規定による申請取下書の提出があった場合についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第8条 規則第3条に規定する申請書は様式第1号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 企業・団体の概要を記した資料(パンフレット等、補助事業者の活動内容が分かるもの)
 - (2) 法人に係る登記事項証明書(補助事業者が法人である場合)又は開業届等所在地が確認できる書類(補助事業者が個人事業主である場合)の写し
 - (3) 県税に未納の徴収金がないことを証する書類
 - (4) 補助事業者の支援制度に係る内部規定等の写し
 - (5) 補助対象従業員の雇用契約書等、雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し(労働条件通知書、労働契約書の写し等)
 - (6) 補助対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - (7) 補助対象従業員の奨学金等の返還額等が確認できる書類の写し。代理返還の場合には、補助事業者が補助対象従業員に代わって奨学金等の貸与機関に直接返還している額が確認できる書類の写し
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が適当と認める場合には、申請書に添付する書類の一部の提出を省略することができる。

(交付の決定)

第 9 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助金を交付することが適当でないとき知事が認める場合には、交付決定をしないものとする。

(交付の条件)

第 10 条 規則第 5 条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業又は補助対象経費の配分内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項第 1 号から第 3 号までの規定による承認等を受けようとするときは、第 1 号又は第 2 号に該当する場合は様式第 2 号による承認申請書を、第 3 号に該当する場合は様式第 3 号による遅延等報告書を、それぞれ知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 7 条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第 7 条第 4 項の規定による場合を除き、規則第 6 条の規定による通知を受けた日から起算して 20 日以内とし、申請の取下げをするときは、様式第 4 号による申請取下書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書は様式第 5 号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて、各会計年度の補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 当該会計年度に係る補助対象従業員の賃金台帳 (給付額及びその支払日が分かるものを含む。) の写し (本人給付の場合)
- (2) 補助対象従業員が奨学金等を返還したことを証する書類 (本人給付の場合)

- (3) 当該会計年度に係る代理返還の対象者及び代理返還額が分かる書類の写し並びに領収書又は振替払込請求書兼受領証その他代理返還を行ったことを証する書類の写し(代理返還の場合)
- (4) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 13 条 この補助金は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、補助事業者は、様式第 6 号により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく規則第 20 条の規定による知事の措置に応じないとき
- (2) この要綱又は規則の規定、これらに基づく知事の指示、又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき

(帳簿等の保存期間)

第 15 条 補助事業者は、この補助金についての経理を明らかにする帳簿及び書類を、補助事業が完了した日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(立入検査等)

第 16 条 補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。